

2025年1月1日

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

東京都目黒区青葉台三丁目1番19号
株式会社ZUU
代表取締役 富田 和成

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社NET MONEY
代表取締役 樋口 拓郎

株式会社ZUU（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社NET MONEY（以下「承継会社」といいます。）は、2024年11月14日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、分割会社の送客メディア事業『NET MONEY』及び協業送客メディア事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、以下のとおり本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年1月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 26 日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
承継会社の株主は、完全親会社である分割会社のみであるため、会社法第 796 条の 2 第 1 項の規定に基づく差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
承継会社の株主は、完全親会社である分割会社のみであるため、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく手続を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 11 月 26 日付けの官報により、債権者に対して公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社には知れたる債権者が存在しないため、個別の催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 1 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、本事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2025 年 1 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上